

情報・システム研究機構情報セキュリティ基本方針

令和3年10月18日 役員会決定

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）は、機構における研究・教育活動に資する情報資産の安全性及び信頼性を確保するとともに、機構で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施するため基本的な方針を定める。

(定義)

第2条 この方針における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「情報セキュリティポリシー」とは、本方針及び情報・システム研究機構情報セキュリティ対策規程をいう。
 - 二 「各研究所等」とは、機構に置く各研究所，データサイエンス共同利用基盤施設及び本部をいう。
 - 三 「課室等」とは、各研究所等において、情報セキュリティ対策を組織的に実施する課，研究室及びセンター等の最小限の組織の単位をいい、当該組織の単位については、各研究所等において、それぞれ別に定める。
 - 四 「情報」とは、一般的な情報のほか、次に掲げるものをいう。
 - イ 利用者が機構の研究・教育その他の業務において使用することを目的とした情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）
 - ロ その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、利用者が機構の研究・教育その他の業務において取り扱う情報
 - ハ 前2号のほか、情報システムの設計又は運用管理に関する情報
 - 五 「情報システム」とは、情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムのうち、機構が所有又は管理しているもの、機構との契約あるいは協定等に従って提供されるもの、及び機構の情報ネットワークに接続されるものをいう。
 - 六 「情報資産」とは、情報及び情報システムをいう。
 - 七 「利用者」とは、機構の情報資産を利用する者をいう。
- 2 前項で定めた用語のほかは、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」の用語の定義を準用するものとする。

(方針)

第3条 機構は、第1条の目的を達成するため、関連する法令及び情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という。）並びにその他の規程等の定めるところにより、次の各号に掲げる施策を行う。

- 一 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- 二 情報及び情報システムの保護
- 三 情報システムや情報サービスのセキュリティ維持及び向上
- 四 インシデントへの対処
- 五 利用者への啓発・教育
- 六 情報セキュリティの監査、点検及びポリシーの見直し
- 七 その他情報セキュリティに関し必要な事項

（適用範囲）

第4条 この方針において適用対象とする者は、利用者及び機構情報システムを運用・管理するすべての者とする。

2 この方針において適用対象とする情報は、第2条第四号各号に定めるものをいう。

3 この方針において適用対象とする情報システムは、第2条第五号に定めるものをいう。

（責務）

第5条 利用者及び機構情報システムを運用・管理する者は、ポリシー及び各研究所等で定める実施手順書等を遵守しなければならない。

（罰則）

第6条 ポリシーに基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、機構が定める就業規則に則って行うほか、関連する規程に定めるところによる。

附 則

1 この方針は、令和3年10月18日から施行する。

2 情報・システム研究機構 情報セキュリティポリシー（平成30年1月26日 役員会決定）は、廃止する。